

石川県弓道連盟報酬、旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第20条に基づき、石川県弓道連盟（以下「県連」という。）の役員等の報酬及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 予算の定めるところにより、次の県連役員に対し、行動費として報酬を支給する。

- (1) 会長
- (2) 理事長
- (3) 副理事長
- (4) 事務局長
- (5) 会計

2 前項の報酬（行動費）は年額とする。

3 次条第2号に該当する場合は、予算の定めるところにより、日当を支給する。

(旅 費)

第3条 次の事由に該当する場合には旅費を支給する。

- (1) 役員が、県連職務遂行のための会議等に出席するとき。
- (2) 役員又は会員が、次の県連業務を執行するとき。
 - ①弓道審査会に審査員又は補助員として出席するとき。
 - ②県連主催の各種講習会に役員又は講師として出席するとき。
- (3) 県連の要請に基づき、会員が県外の大会や講習会等に出席するとき。
- (4) その他、会長の指示に基づき旅行を行うとき。

(旅費の支給基準)

第4条 前条の旅費の支給額は、次の基準による。

- (1) 県内旅費は、石川県職員の旅費規程に準じて県連が別に定めた基準による交通費の額とする。
- (2) 県外旅費は、交通費の実費相当額とする。ただし、前条第3号及び第4号の場合は県連が定めた限度額によることができる。
- (3) 宿泊を伴う場合は、交通費のほかに実費又は定額により宿泊料を支給する。

(復 命)

第5条 第3条第1号、第3号及び第4号による場合は、当該用務終了後速やかに復命書又は結果報告書を作成し、県連会長あてに提出しなければならない。

(報奨の処理)

第6条 本連盟の補助金等を受けた競技会に出場し、その結果外部団体より与えられた金銭その他の報奨は本連盟に納入するものとする。その処理方法については、常任理事会で協議し決定する。

(運 用)

第7条 この規程の運用にあたり必要な事項は、理事長が会長と協議のうえ別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月5日から実施する。

この規程は、平成20年4月1日から実施する。